

第3期柏市障害者基本計画(中期計画) の総括を踏まえた今後の進め方について

中期計画から後期計画へ

中期計画（H27～H29 年度）

基本理念

「みんなでつくる みんなで暮らせるまち
かしわ」

基本方針

- 1 共生社会の実現に向けた相互理解の促進
- 2 暮らしやすい環境づくりの推進
- 3 健やかに暮せる地域づくりの推進

第3期柏市障害者基本計画（中期計画）

重点施策

- ①相談支援体制の充実
- ②在宅生活を支える基盤整備
- ③就労支援体制の充実

基本目標

- 柱1 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進
- 柱2 情報提供・相談、権利擁護体制の確立
- 柱3 暮らしを支えるサービスの充実
- 柱4 誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進
- 柱5 子どもの成長への支援
- 柱6 健康・医療体制の充実
- 柱7 安全・安心な生活環境の整備

第4期柏市障害福祉計画

各種障害福祉サービスの供給見込み量・確保

後期計画（現行）（H30～H32 年度）

継承

第3期柏市障害者基本計画（後期計画）

重点目標

地域循環ネットワークシステムの構築

重点施策

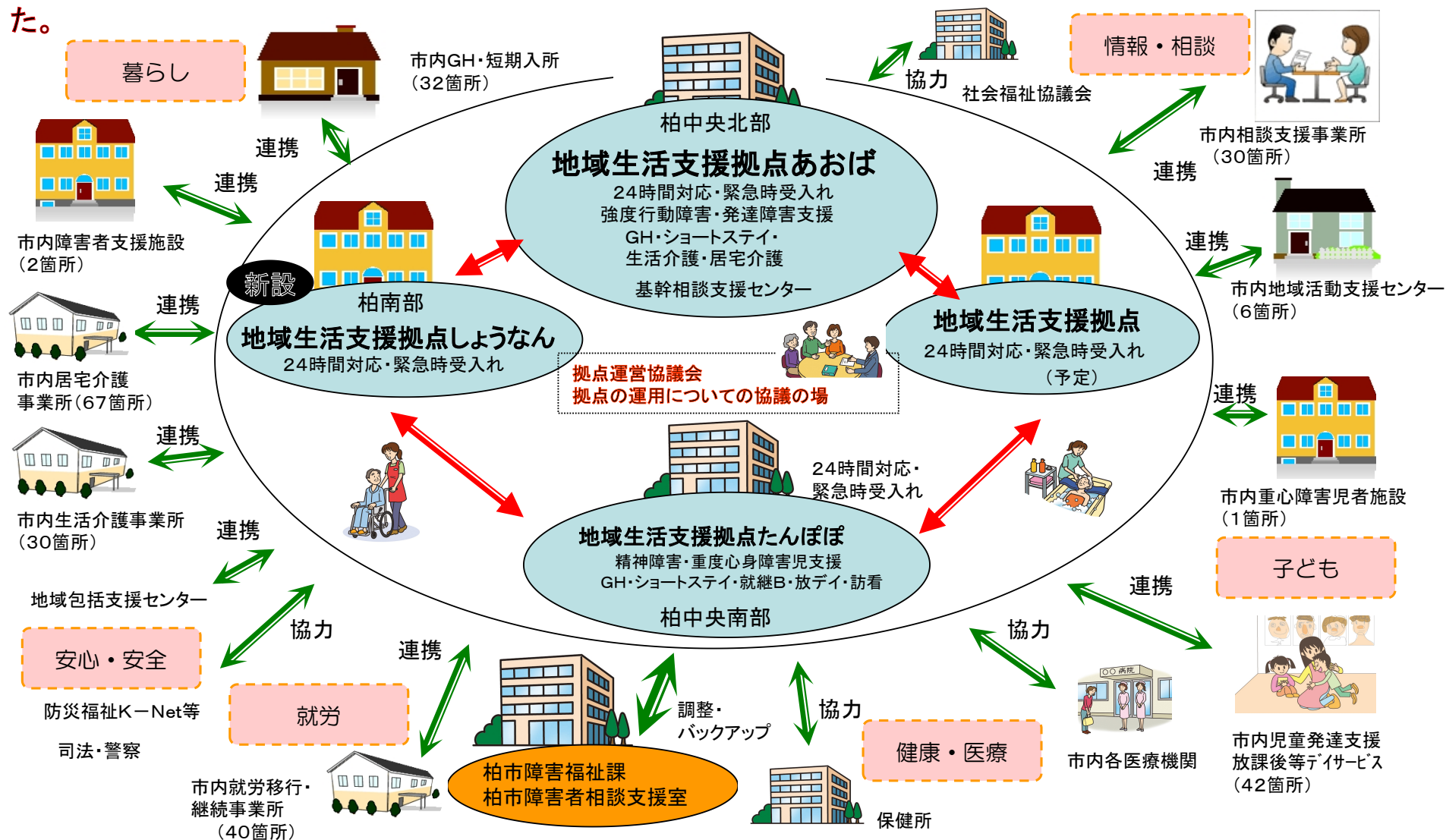
- ①相談支援・権利擁護体制の充実
- ②地域生活を支える基盤整備
- ③就労支援体制の充実
- ④子どもの健やかな育成のための支援体制の充実

継承

第5期柏市障害福祉計画

重点目標～地域循環ネットワークシステムの構築～

市内の関係事業者・医療機関・関係団体等との連携体制を構築し、都市型障害福祉ネットワーク「かしわネットワーク」の整備を図ることで、地域共生社会構築のための重要な施策として位置付けるため、重点目標を定めました。



重点施策1 相談支援・権利擁護体制の充実

中期計画では、相談支援体制の充実としていましたが、2016年度の障害者差別解消法施行に伴い、更なる権利擁護体制の推進が必要なため、後期計画においては、「相談支援・権利擁護体制の充実」とし、多様な相談に対応できる体制の充実を目指します。

背景

- ・身近な相談支援への対応
- ・障害者の虐待防止・権利擁護

目指すべき方向性

相談支援・ケアマネジメント体制と権利擁護体制を一体的に取り組む

市の取り組み

① 相談支援・ケアマネジメント体制の充実

- ◆障害者相談支援事業・コーディネート事業
- ◆自立支援協議会相談支援部会の運営支援
- ◆相談支援事業所及び相談支援専門員増加の取組

② 権利擁護体制の充実

- ◆権利擁護ネットワーク会議の開催
- ◆虐待防止に関する研修会の開催

重点施策2 地域生活を支える基盤整備

背景

- ・障害者が地域の中で安心して生活するための拠点整備やグループホーム等の居住の場の拡充

目指すべき方向性

- ・地域生活を支える基盤整備
- ・障害者の活動支援等の場づくりや精神障害者の地域移行支援の推進

市の取り組み

① 地域生活支援拠点の整備と体制の構築

- ◆地域生活支援拠点整備事業
- ◆地域生活支援拠点運営協議会の開催

② 多様な住まいの確保と居住の支援

- ◆共同生活援助(グループホーム)の整備
- ◆障害福祉サービス施設等改造等補助

③ 障害理解推進を支える拠点機能の整備

- ◆教育福祉会館耐震改修等工事

重点施策3 就労支援体制の充実

背景

- ・就職後の定着支援率の向上
- ・福祉的就労の場の工賃向上

目指すべき方向性

- ・就職後の定着支援の強化
- ・就労系事業所の工賃向上などの取組強化

市の取り組み

① 就労支援体制の充実

◆障害者就業・生活支援センターなどによる就労相談事業

② 職場定着支援の充実

◆就労定着支援

③ 工賃向上の取組強化

◆就労継続支援(B型)事業所の支援による工賃向上

重点施策4 子どもの健やかな育成のための支援体制の充実

障害の早期発見から健やかな育成が求められることから、中期計画では「相談支援体制の充実」にあった子どもへの療育支援に関する事項について、後期計画では上記のように新たに重点施策として位置付けました。

背景

・ライフステージや障害状況に応じた切れ目のない支援体制の構築が求められる

市の取り組み

① 保健・療育等の充実

目指すべき方向性

・発達の段階に応じた一人ひとりの個性と能力に応じた支援を図るとともに、多様な学びの場の整備等を通じて学齢期への支援を充実させる

- ◆ 幼児健康診査
- ◆ 外来療育相談支援(集団・個別)事業
- ◆ 児童発達支援(医療型・居宅訪問型含む)の充実
- ◆ 保育所等訪問支援事業

② 学齢期への支援の充実

- ◆ ライフサポートファイルの活用促進
- ◆ 多様な学びの場の整備
- ◆ 放課後等デイサービスの充実
- ◆ 障害児事業所の指定指導権限の委譲(2019年度～)

③ 医療・ケア体制の充実

- ◆ 喀痰吸引等の特定行為ができるホームヘルパーの育成
- ◆ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

基本目標

柱1 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進

柱2 情報提供・相談，権利擁護体制の確立

柱3 暮らしを支えるサービスの充実

柱4 誰もが働きやすく，活動しやすい環境づくりの推進

柱5 子どもの成長への支援

柱6 健康・医療体制の充実

柱7 安全・安心な生活環境の整備

今後の進め方について

- ・第2回自立支援協議会全体会・障害者健康福祉専門分科会

⇒ 重点施策1から4の取り組みと課題について

- ・第3回自立支援協議会全体会・障害者健康福祉専門分科会

⇒ 基本目標 柱1から7までの取り組みと課題について

⇒ 障害福祉計画の中間経過を報告予定